株主各位

東京都中央区日本橋一丁目17番6号 株式会社 岡三証券グループ 取締役社長 加 藤 哲 夫

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととおよろこび申しあげます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、 ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月25日(木曜日)までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1**. **日 時** 平成21年6月26日(金曜日)午前10時
- 2.場 所 東京都江東区平野三丁目2番12号 岡三木場ビル 4階 会議室

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項 1. 第71期(平成20年4月1日から)事業報告、連結計算書類 ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件
 - 2. 第71期(平成20年4月1日から)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役2名選任の件

4. その他株主総会に関する決定事項

株主様の代理人によるご出席の場合は、本総会で議決権を有する他の 株主様1名を代理人とさせていただきます(株主様ご本人の議決権行使 書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。)。

以上

【お知らせ】

本招集ご通知添付書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき 事項が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (http://www.okasan.jp) において、掲載することによりお知らせ いたします。

事業報告(平成20年4月1日から) 平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当年度における我が国経済は、期初は原油など商品価格の高騰は見られましたが、アジア向け輸出や企業の設備投資は堅調でした。しかし、米大手証券会社が破綻した9月中旬以降、輸出の急減を主因に国内景気は急速に冷え込み始めました。企業の設備投資抑制や人員削減の動きも顕著となり、平成20年10-12月期の実質GDPは前期比年率マイナス12.1%と2ケタのマイナス成長となりました。その後、年度末にかけては、一部経済指標に下げ止まりの兆しも出始めましたが、全体的に弱い動きが続きました。

為替市場では、9月中旬以降に金融不安が再燃すると急速な円高が進行し、ドル円相場は1月21日の海外市場で一時87円10銭まで円高ドル安が進みました。その後は、日本の景気悪化や貿易収支の赤字化などファンダメンタルズ悪化から円安となり、ドル円相場は98円84銭で年度の取引を終了しました。一方、ユーロ円相場は、7月には170円に接近する場面もありましたが、ユーロ圏経済が急速に悪化したことなどから、1月21日の海外市場で一時112円04銭まで円高ユーロ安が進みました。その後、円のファンダメンタルズ悪化が材料視され、結局、ユーロ円相場は130円94銭で年度の取引を終了しました。

株式市場においては、海外での金融不安が一旦和らいだことを受け、日経平均株価は6月6日に一時14,601円27銭まで上昇しました。しかし、9月中旬以降の世界的な金融市場の混乱により世界同時株安が進行する展開となり、10月28日には一時6,994円90銭と26年ぶりの安値水準まで下落しました。その後は実体経済の悪化が急速に進んだものの、各国の金融・財政両面からの政策に対する期待感もあり、一進一退の動きとなりました。結局、日経平均株価は8,109円53銭で年度の取引を終了し、年度ベースでの年間下落率は35.3%となりました。

債券市場は、日米株価や米金利の上昇を嫌気したことにより、4月中旬以降は下落傾向が続き、10年国債利回りは6月16日に一時1.895%まで上昇しました。しかし、6月後半以降、世界的な信用不安の高まりや景気悪化を背景に米金利が低下し、その後主要中央銀行が大幅利下げを実施したことで10年国債利回りは低下傾向に転じ、12月30日には1.155%まで低下しました。年明け以降は、米長期金利の上昇や債券需給悪化観測が上値を抑えたため、10年国債利回りは概ね1.20~1.35%でのもみ合いに転じました。

このような状況のもと、当社グループ中核企業である岡三証券株式会社では、 各種キャンペーンの実施などにより、投資信託や外国債券の販売に注力したほか、 株券電子化に伴うタンス株券の受け入れを積極的に推進し、預り資産の拡大に努め ました。また、8月には国内の投資情報部門を移転・集約し「岡三グローバルリサーチセンター」を開設するなど情報発信体制を強化し、より充実した投資情報の提供に努めてまいりました。一方、インターネット取引専業の岡三オンライン証券株式会社では、高機能トレーディングツール「岡三ネットトレーダー」のラインアップなどサービスの向上を図るとともに、各種キャンペーンの実施や、日本株取引手数料、為替証拠金取引(FX)手数料の引き下げ等により、顧客口座数の拡大に注力いたしました。

以上のように取り組んでまいりましたが、金融市場の混乱を受けて10月以降の収益環境が急速に悪化したことが響き、当年度における当社グループの営業収益は555億54百万円(前年度比76.8%)、純営業収益は532億83百万円(同76.5%)となり、経常損失は12億95百万円(前年度は148億48百万円の利益)、当期純損失は18億80百万円(前年度は56億20百万円の利益)となりました。

【受入手数料】

受入手数料の合計は339億39百万円(前年度比71.5%)となりました。主な内訳は次のとおりです。

① 委託手数料

当年度における東証の1日平均売買高(内国普通株式)は22億11百万株(前年度比97.8%)、売買代金は2兆300億円(同69.1%)となりました。当社グループにおいても、世界的な金融市場の混乱による市況低迷の影響を受け、株式委託手数料は124億56百万円(同65.8%)、債券委託手数料は25百万円(同112.1%)となり、その他の委託手数料を含めた委託手数料の合計は127億12百万円(同66.8%)となりました。

- ② 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料 景気悪化により株式市況は低調に推移し、エクイティファイナンスの件数・金額 ともに大幅に減少したことを受け、株式の手数料は1億38百万円(前年度比 37.5%)となりました。一方、地方債の引受け等が促調であったことから、債券の
 - 37.5%) となりました。一方、地方債の引受け等が好調であったことから、債券の手数料は56百万円(同363.4%)となり、株式・債券を合わせた手数料の合計は1億95百万円(同50.6%)となりました。
- ③ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料 につきましては、投資信託がその大半を占めています。

当年度は、相場が大幅に低迷するなか、既存ファンドでは新興国の国債等に分散投資する「新興国国債オープン(愛称:アトラス)」の販売に努め、資産残高の積上げに注力するとともに、日本株に着目し低位株に投資するファンドや知名度が高い優良企業に投資するファンドを設定しました。また、現地通貨建ての短期債券等に分散投資するファンドや新興国の株式・債券に投資するファンド、日本の債券等に投資するファンド等も導入し、品揃えを充実させました。

しかしながら、金融市場の混乱を受けて投資信託の販売環境も悪化した結果、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は102億28百万円(前年度比66.8%)となりました。また、その他の受入手数料は、投資信託の代行手数料や変額年金保険などの保険商品の販売によるものですが、市況悪化の影響を受けて108億3百万円(同84.7%)となりました。

【トレーディング損益】

世界的な株安と円高の進行から、国内株式・外国株式ともに収益が大幅に落ち込み、 株券等トレーディング損益は、38億33百万円(前年度比52.7%)となりました。 一方、債券等トレーディング損益につきましては、国内債の大口取引拡大と個人 向け売出外債の販売好調により、133億93百万円(同106.1%)となりました。

また、その他のトレーディング損益は1億35百万円(同227.2%)となり、以上の結果、トレーディング損益の合計は173億63百万円(同87.0%)となりました。

【金融収支】

金融収益は25億87百万円 (前年度比74.8%)、金融費用は22億70百万円 (同84.9%) となり、差引金融収支は3億16百万円 (同40.4%) となりました。

【その他の営業収益】

金融商品取引業および同付随業務に係るもの以外の営業収益は、16億63百万円 (前年度比118.7%) となりました。

【販売費・一般管理費】

取引関係費、人件費等の抑制により、販売費・一般管理費は555億53百万円 (前年度比96.3%) となりました。

【営業外損益および特別損益】

営業外収益は「負ののれん償却額」の計上等により14億65百万円、営業外費用は 4億91百万円となりました。また、特別利益は「金融商品取引責任準備金戻入」の 計上等により16億75百万円、特別損失は「投資有価証券評価損」の計上等により14億 39百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当年度中の設備投資につきましては、営業店舗の機能強化、投資情報提供体制の強化を目的とした設備投資および証券ビジネスに係るシステム投資を中心に行いました。具体的には、岡三証券株式会社では桔梗が丘営業所、梅田支店、刈谷支店の3店舗の移転リニューアルを実施して店舗の利便性向上および活性化を図るとともに、関西地区において大阪店の法人旗艦店化および梅田支店のリテール旗艦店化を推進いたしました。また、情報発信体制を強化するため8月に投資情報部門を移転・集約して「岡三グローバルリサーチセンター」を開設いたしました。一方、システム投資につきましては、引き続き基幹システム「ODIN(オーディン:0kasan Database Information Node)」の開発を進めました。また、岡三オンライン証券株式会社では高機能トレーディングツール「岡三ネットトレーダー」のラインアップおよび機能拡充に努めてまいりました。

(3) 資金調達の状況

当年度中の資金調達につきましては、当社では経常的な調達によっており、特記すべき事項はありません。

なお、岡三証券株式会社では、劣後特約付借入金について、一部を約定弁済および 最終期日到来により返済したことに伴い新たに10億円を調達いたしましたほか、 安定的かつ機動的な財務運営のため、株式会社みずほコーポレート銀行をアレンジャー としたコミットメントラインを総額240億円(前回比20億円減少)として更新 いたしました。

(4) 対処すべき課題

昨年秋以降の金融市場の混乱を背景に、当社グループを取り巻く環境は激変いたしましたが、不確実性の高まりを受け、投資アドバイスに対するニーズは一段と強くなっております。

このような経営環境のなか当社は、平成20年4月から平成23年3月末(平成20-22年度)までを対象期間とする中期経営計画を策定し、その実現に取り組んでおります。

当社グループといたしましては、本中期経営計画を引き続き実践し、「商品・情報力」の強化、地域・支店の特性を活かした地域密着営業を軸とする営業力の強化などの施策により、いかなる環境下においても安定した成長を実現できる経営体質の構築を進めることが最重要の課題であると認識しております。

このため、当社グループの強みである、お客さま一人ひとりのニーズに応じた機動的な商品・情報提案力にさらに磨きをかけ、当社グループの優位性を高めてまいりたいと考えております。一方、今後の成長にかかわる先行投資を選別して実行しつつ、コスト削減につきましても継続的に努めてまいります。

株主の皆さまには、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

				第68期	第69期	第70期	第71期
	区	分		$(17. \ 4. \ 1 \sim 18. \ 3. \ 31)$	$(18. \ 4. \ 1 \sim 19. \ 3. \ 31)$	$(19. \ 4. \ 1 \sim 20. \ 3.31)$	$(20.4.1 \sim 21.3.31)$
							-
224	خلاد	ıl→	24	百万円	百万円	百万円	百万円
営	業	収	益	88, 899	70, 050	72, 314	55, 554
				百万円	百万円	百万円	百万円
(う	ち受ノ	人 手 数	料)	(52, 686)	(47, 892)	(47, 497)	(33, 939)
				百万円	百万円	百万円	百万円
経	常	利	益	35, 380	14, 234	14, 848	△ 1, 295
				百万円	百万円	百万円	百万円
当	期級	屯 利	益	17, 898	4, 730	5, 620	△ 1,880
				円銭	円銭	円銭	円銭
1 株	当たり	当期純	利益	89 07	22 95	27 32	△ 9 20
				百万円	百万円	百万円	百万円
総	Ÿ	¥	産	693, 073	683, 088	573, 509	424, 993
				百万円	百万円	百万円	百万円
純	Ž	Ĩ	産	110, 659	130, 106	122, 019	111, 525

- (注) 1.1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。
 - 2. 第68期において、公募増資等により発行済株式数10,350,000株、純資産113億 66百万円、それぞれ増加しております。
 - 3. 第69期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準 第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する 会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を 適用しております。

(6) 重要な子会社の状況

	会		礻	t.		名		資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
岡	Ξ	証	券	株	式	会	社	百万円 5,000	% 100. 00	金融商品取引業
岡三	オ	ンラ	イン	/ 証:	券 株	式会	会社	5, 500	92. 50	金融商品取引業
丸	福	証	券	株	式	会	社	852	25. 77	金融商品取引業
Ξ	晃	証	券	株	式	会	社	300	21. 19	金融商品取引業
六	=	証	券	株	式	숲	社	102	30. 10	金融商品取引業
大	石	証	券	株	式	会	社	130	5.00	金融商品取引業
岡三	三国	際	(亜	洲)	有	限公	;司	百万香港ドル 80	100.00	金融商品取引業
岡三	アセ	ット	マネ	ジメ	ントホ	株式会	会社	百万円 1,000	19. 79	投資運用業 投資助言·代理業
岡三	: 情	報う	ノス	テノ	、株	式 会	注社	470	100.00	情報処理サービス業
岡三	ビ	ジネ	スサ	ービ	ス株	法式会	会社	100	20.00	事 務 代 行 業 人 材 派 遣 業
岡	Ξ	興	業	株	式	会	社	90	12. 22	不動産業保険代理店業

(7) 主要な事業内容(平成21年3月31日現在)

当社グループは、当社、当社の子会社11社で構成され、主として金融商品取引業を中核とする営業活動を営んでおります。具体的な業務は、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱いなど証券ビジネスのほか、アセットマネジメント・ビジネス、その他関連ビジネスを行い、顧客に対して資金調達と運用の両面で幅広いサービスを提供しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っております。従って、当社グループの事業区分は「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しております。

(8) 主要な営業所等(平成21年3月31日現在)

当社本店 東京都中央区日本橋一丁目17番6号

証券ビジネス拠点

岡三証券株式会社 (東京都)

全国本支店59店舗、

ニューヨーク駐在員事務所、上海駐在員事務所

岡三オンライン証券株式会社(東京都)

丸福証券株式会社 (新潟県)

三晃証券株式会社 (東京都)

六二証券株式会社 (三重県)

大石証券株式会社(岐阜県)

岡三国際(亜洲)有限公司(香港)

アセットマネジメント・ビジネス拠点

岡三アセットマネジメント株式会社 (東京都)

グループサポート・ビジネス拠点

岡三情報システム株式会社 (東京都)

岡三ビジネスサービス株式会社(東京都)

岡三興業株式会社 (東京都)

(9) 使用人の状況 (平成21年3月31日現在)

従	業	員	数	前年度末比増減
		3, 1	39人	70人増

(10) 主要な借入先 (平成21年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほコーポレート銀行	百万円 15, 130
株式会社りそな銀行	13, 425
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	8,750
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,000

(注)借入金残高は、短期借入金および長期借入金の合計金額であります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

750,000,000株

(2) 発行済株式の総数

208, 214, 969株

(3) 当事業年度末の株主数

29,717名

(4) 大株主

		杉	ŧ	主	:	2	名			持	株	数	持株比率
日	本	生	命	保	険	相	互.	会	社		(千株 9,800	4. 76
住	友	信	託	銀	行	株	式	会	社		Ç	9, 726	4. 72
農		林	þ		央		金		庫		Ç	9, 700	4. 71
日株	本ト	ラ ス 式	ティ 会		サ ー ± (ス信 託 □	託 銀 1 4	· 行 G)			7, 357	3. 57
第	_	生	命	保	険	相	互	会	社		(5, 324	3. 07
Ξ	菱	U F	J 信	託	銀	行	株式	: 会	社		į	5, 822	2. 83
大	同	生	命	保	険	株	式	会	社		į	5, 500	2. 67
日株	本ト	ラス 式	. ティ 会		サ ー 社	ビ (信		託 銀 託	: 行 口)		į	5, 284	2. 57
有		限	4	2	社		藤		精		į	5, 266	2. 56
株	式	숲	社	ŋ	7	-	な	銀	行		4	4, 937	2. 40

⁽注)持株比率は、自己株式2,292,817株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項

	氏	名		地		位		担		当	他の法人等の代表状況
加	藤	精	_	取 締 (代表	役取		長)				
加	藤	哲	夫	取 締 (代表		,	長)				岡三証券株式会社 取締役会長(代表取締役)
新	芝	宏	之	専 務 (代表	取 表取	., ., .	役)	企画部門	月担	当	
野	中	計	彦	専 務 (代表			役)	管理部門	月担	当	岡三証券株式会社 専務取締役(代表取締役)
新	堂	弘	幸	常務	取	締	役	人事企画	部	担当	
田	中	健	_	取	締		役				岡三証券株式会社 取締役社長(代表取締役)
金	井	政	則	取	締		役				岡三証券株式会社 専務取締役(代表取締役)
武	宮	健_	二郎	取	締		役				岡三証券株式会社 専務取締役(代表取締役)
朔		浩	_	常勤	監	查	役				
南		浩	典	常勤	監	査	役				
伊	藤	雅	博	監	查		役				
平」	良木	登夫	見男	監	查		役				
浅	野	幸	弘	監	查		役				
佐	賀	卓	雄	監	查		役				

- (注) 1. 監査役 平良木 登規男、浅野幸弘および佐賀卓雄の3氏は、社外監査役であります。
 - 2. 監査役 丹 泰徳氏は、平成20年6月27日開催の第70期定時株主総会終結の時を もって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役	8名	317百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	46百万円 (15百万円)
111-1	14名	364百万円

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入れ42百万円(取締役38百万円、監査役3百万円(うち社外監査役1百万円))を含んでおります。
 - 2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額7億20百万円であります。 (平成18年6月29日開催の第68期定時株主総会決議)
 - 3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額72百万円であります。 (平成18年6月29日開催の第68期定時株主総会決議)

(3) 社外役員に関する事項

- ① 社外監査役の兼任の状況 該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- ③ 社外監査役の主な活動状況

	氏	名	主 な 活 動 状 況
平良	良木	登規男	当年度開催の取締役会10回全てに、また、監査役会8回全てに 出席し、法律分野における専門的見地から必要な発言を行って おります。
浅	野	幸弘	当年度開催の取締役会10回のうち9回に、また、監査役会8回のうち7回に出席し、証券および財務分野における専門的見地から必要な発言を行っております。
佐	賀	卓 雄	当年度開催の取締役会10回全てに、また、監査役会8回全てに 出席し、証券経営に関わる研究者としての専門的見地から必要な 発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役3名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

⑤ 子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額 該当事項はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	84百万円

- (注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に 基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの 合計額を記載しております。
- (3) 重要な子会社の会計監査人

岡三国際(亜洲)有限公司の会計監査人はKPMGであります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、取締役会が、会計監査人による当社および子会社等に対する効率的かつ適正な監査が期待できないと認め、監査役会の同意を得た場合、または監査役会が、会計監査人の独立性および審査体制その他会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況に重大な欠陥があると判断し、取締役会に対して解任または不再任に関する議案を株主総会に提出することを請求した場合、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出することを請求した場合、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制 当社およびグループ各社の内部監査を担当する内部監査担当部署が、法令および 定款に違反または違反の疑義のある行為等を発見した場合には、内部監査担当取締役 から取締役会に報告するとともに、その審議の結果に基づき、必要に応じて適切な 対策を講じるよう勧告する。

内部監査担当部署は、当社およびグループ各社の内部監査に必要な手続き等について、規程を整備し、当該業務を明確にする。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、これまでも 断固とした姿勢で臨んで来たが、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他 一切の関係遮断を徹底するために必要な社内体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書取扱規程に従い、文書(または電磁的媒体)の種類ごとに保存期間、保存担当 部署を定めるとともに、取締役および監査役からの求めに応じて閲覧可能な状態に する。

原則として、取締役および監査役から閲覧の要請があった場合は、閲覧可能とする 旨を規程上明確にする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程を制定し、同規程においてリスクカテゴリーごとに 責任部署を定め、リスク管理体制を整備する。リスク管理担当取締役は、業務に 係る最適なリスク管理体制を構築するための適切な対策を講じるとともに、その 結果を取締役会に報告する。

内部監査担当部署は、グループ各社のリスク管理の状況を監査し、定期的に取締役会に報告する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 中期経営計画の方針の達成に向け、業務担当取締役は実施すべき効率的な方法を決定する。取締役会では、3ヵ月に1回以上、当社およびグループ各社の財務状況および経営成績の結果が報告され、その状況によっては目標達成に必要な改善策を促すほか、半期ごとに計画の見直しを行う。
- (5) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 グループ各社の経営管理に関する業務を担当する部署は、内部統制の実効性を 高める施策を実施するとともに、必要に応じてグループ各社への指導、支援を実施 する。

また、グループ会社管理規程を制定し、グループ各社における一定事項について 取締役会または執行役員会議の承認または報告を求めるものとする。

グループ全体会議、グループ経営戦略会議、グループ経営管理会議を開催し、グループ経営に関する方針の周知および重要事項に関する情報の共有化を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に 関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室を設置し、専属の使用人を1名以上配置し、監査業務の補助を行わせる。 監査役補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役と協議して 行う。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に 関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社および当社 グループ各社に重大な影響を及ぼす以下の事項について速やかに報告する体制を 整備する。

- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ② 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ③ その他コンプライアンス上重要な事項

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等の 重要な会議に出席または会議録等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に その説明を求める。

また、各取締役および重要な使用人から個別ヒアリングの機会を最低年1回以上 設けるとともに、取締役社長、監査法人との間でそれぞれ定期的に意見交換会を開催 する。

一方、グループ監査役会を定期的に開催し、監査に関する情報交換、勉強会等を 通じてグループ各社における監査レベルの向上を図る。

6. 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、上場企業である以上、本来、当社株券等の大規模買付行為は自由であり、誰が当社を支配するかは、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきもので、当社の経営方針とそれにより実現される企業価値をご理解いただいた上で、当社株主の皆さまに、適切に判断いただくべきものであると考えます。そのためには、当社株券等に対する大規模な買付行為が行われた場合には、その大規模買付行為の内容、大規模買付行為が当社および当社グループに与える影響、大規模買付者が考える当社および当社グループの経営方針や事業計画の内容、お客さま、従業員等の当社および当社グループを取り巻く多くの利害関係者に対する影響、そして、大規模買付行為以外の代替案の有無等について、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、かつ提供された情報を十分に検討するための期間と機会が確保されることが必要だと考えます。

そのためには、大規模買付行為に際して、①大規模買付者は当社取締役会に対して 大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②当社取締役会が 当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にのみ、大規模 買付者は大規模買付行為を開始することができるという「大規模買付ルール」を 設けるとともに、当該ルールが有効に機能するために必要な方策を整え、明らかに 当社の企業価値および当社株主の皆さまの共同の利益を害するような濫用的買収に 対して、会社として対抗策をとることができなければならないと考えております。

(2) 基本方針実現のための取組み

当社は、上記基本方針実現のための取組みとして、平成19年4月27日開催の取締役会において、次に掲げる内容の「大規模買付行為への対応方針」の導入を決議しております。

- ① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合は、以下の「大規模買付ルール」に従わなければならないこと。
 - (ア) 大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならないこと。

- (イ) 必要な情報提供を受けた後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見 形成および代替案立案のための期間(以下、「評価期間」といいます。)として、 60日間または90日間が与えられること。
- (ウ) 大規模買付行為は、評価期間経過後にのみ開始されるべきこと。
- ② 大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対しては、新株予約権の無償 割当を内容とする対抗策をとりうること。
- ③ 大規模買付ルールが遵守されても、大規模買付者による会社の支配が会社に回復 しがたい損害をもたらすとき等には、当社は新株予約権の無償割当を内容とする 対抗策をとりうること。
- ④ 対抗策の発動については、当社取締役会は原則として社外有識者3名(当初は 社外監査役2名を含みます。)からなる独立委員会の勧告に原則として従う こと。
- (3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由
 - ① 当該取組みが基本方針に沿うものであること
 - (ア) 大規模買付ルールが遵守される限り、原則として対抗策はとらないことと なっており、誰が会社を支配するかは当社株主の皆さまにおいて決める仕組みと なっております。
 - (4) 大規模買付者に十分な情報の提供を求めるとともに、情報の提供をしない 大規模買付者には対抗策を発動することを警告することによって、情報提供の インセンティブを与えております。
 - (ウ) 濫用的買収に対しては、会社は対抗策をとりうる制度設計となっております。
 - ② 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと 対抗策をとりうるのは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないか、 会社に回復しがたい損害をもたらすなどの濫用的買収の場合に限定されており、 対抗策は基本的には情報提供のインセンティブを与えるものであります。
 - ③ 当該取組みが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと 対抗策をとりうる場合が厳しく限定されており、しかも、当社取締役会は 独立委員会の勧告に原則として従わなければならないため、当社取締役会の恣意 的判断が排除される仕組みとなっております。

⁽注)本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

		科		目		金	額		Ŧ			目		金	額
(資	産	の	部)			(負	債	の	部)		
流		動	資		産	374,	706	流		動	負	L	債	290	, 376
	現	金	•	預	金	40,	651		トロ	/ —	ディン	/ グ商	所品	105	, 040
	預		託		金	29,	249		商		有 価	証 券	等	105	, 026
	雇			金 信	託	29,	060		デ		バティ		引		14
	そ			預 託			189		信	用	取引		債		, 705
	1		ディン	グ商	i 品	115,	167		信		取引				, 663
	南			証 券		115,	149				引貸証				, 041
	ラ			ブ取			18				券担货				, 638
	約		見 返	勘	定	· ·	778			価証	券貸借項	双引受			, 638
	信.		取引	資	産	· ·	367		預	-	り		金		, 446
	信			貸付		· ·	257		受	入	保	証	金		, 383
			引借証:				109		短土	期	借	入	金	87	, 065
			券 担 保				795		未	払	法人		等		322
		八有	価証券	* 担 伪		131,	795		繰賞	延 与	税金引	: 負 当	債 金	1	38 , 312
	立募	集	善替 等 払	込	金金		316			チ の 他					, 312 , 423
	短短	果		来 証	金金	-	1	固	حر (定	のが		債		, 423 , 574
	短短	朔 左	貸	* 証 付	金	э,	850 105	ш	長	期	借	入	金		, 374
	未	収		又	益	9	037		IJ	791	ス	倩	務	11	365
	有	位		T.	券		178			価に	係る繰る		***	1	, 879
	繰		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	資	産		983		繰	延	税金		債	_	69
		の他		動資		· ·	245		退	職糸	合付	引当	金	4	, 891
	貸	倒	引	当	金	Δ	21		役員	員退	職慰労	引 当	金	1	, 221
固		定	資		産	50.	287		そ(の他	の固	定 負	債	2	, 769
7	有 ラ	形 固	定	資	産		927	特	別 :	法	<u>-</u> の:	準備	金		517
	建				物	3,	919		金融	唐品	取引責	任準備	備金		517
	器	具	. I	前	品	1,	253	負		債	合		計	313	, 468
	土				地	10,	387	(純	資	産の	部)		
	IJ		ス	資	産		350	株	ብግር	主	连資		本	93	, 232
_	建	設	仮	勘	定		16	資	ř	_	本	,	金		, 589
1 #		形固		資	産		550	資		本	剰	余	金		, 918
	ソっ	フ	トゥ	工	アル		439	禾	•	益	剰	余	金		, 583
1	そ n 次	7.	<i>D</i> 14 .	D VH	他		110	É	1	己	乜	*	式		, 858
1 1	殳 資 +™			の 資 証	産		808	評	価	· 挡	9 算	差額	等	Δ	82
	投 長	期差	有 価 : 入 (証 果 証	券 金		612	そ	の他	1有個	証券評	価差額	領金		2
	長	期期	: 八 1 貸	* 証 付	金金	3,	, 282 44	£	: 地	再	評 価	差額	金		235
	繰		型 税 金	資	産産	9	992	羔			算 調	整 勘		\triangle	320
	保そ	<u>~</u>	ガ 並	貝	他		715	少	数	株	主	持	分	18	, 375
	貸	倒	引	当	金		, 838	純	Ì	資	産	合	計	111	, 525
資		産	合		計	424,	993	負	債	• 糸	电資品	全 合	計	424	, 993

連結損益計算書

(平成20年4月1日から (平成21年3月31日まで)

科	目	金	額
	収益		55, 554
受 入 手	数料	33, 939	33, 33.
トレーディ	ング損益	17, 363	
金融	収益	2, 587	
その他の	営業 収益	1,663	
金融	費用	1,003	2, 270
並 機 性 性 性 性 性 性 性 性 性			53, 283
一代 名 未 販売費・一			55, 553
		10 205	55, 555
取 引 関	係 費 費 費 費	10, 325	
人,作	質 #	27, 713	
不動産	関 係 費	6, 834	
事 務		5, 672	
減 価 償	却費	2, 115	
租税	公 課	593	
そ の	他	2, 298	
営 業	損 失		2, 270
営 業 外	収 益		1, 465
受 取 配 負 の の れ	当 金	427	
負 の の れ	ん償却額	684	
そ の	他	354	
営 業 外	費用		491
支 払	利 息	144	
そ の	他	347	
経常	損 失		1, 295
特 別	利 益		1, 675
固定資産	売 却 益	0	
投 資 有 価 証	券 売 却 益	636	
貸 倒 引 当	金戻入額	21	
金融商品取引責	任準備金戻入	920	
証券市場基盤整備	基金拠出金戻入	96	
特別	損 失		1, 439
固 定 資 産	売 却 損	123	, i
減損	損失	46	
投資有価証	券 売 却 損	244	
投資有価証	券 評 価 損	1, 012	
ゴルフ会員	権評価損	12	
税金等調整前	当期純損失	12	1, 059
法人税、住民税	及び事業税		568
法人税等	調整額		138
少数株	主 利 益		113
当期純	損失		1, 880
	14 大		1,000

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から) 平成21年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	18, 589	12, 944	68, 478	△ 1,855	98, 156
連結会計年度中の変動額					
連結子会社に対する持分の 変動による資本剰余金の増減		Δ 4			△ 4
剰余金の配当			△ 3,015		△ 3,015
当 期 純 損 失			△ 1,880		△ 1,880
自己株式の取得				△ 97	△ 97
自己株式の処分		△ 21		131	109
連結子会社に対する持分比率 変動による自己株式の増減				△ 36	△ 36
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	△ 25	△ 4,895	\triangle 2	△ 4,924
平成21年3月31日残高	18, 589	12, 918	63, 583	△ 1,858	93, 232

		評価・換	算差額等		少数株主	純資産		
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計	持が分	合計		
平成20年3月31日残高	4, 220	197	△ 276	4, 141	19, 720	122, 019		
連結会計年度中の変動額								
連結子会社に対する持分の 変動による資本剰余金の増減						Δ 4		
剰余金の配当						△ 3,015		
当 期 純 損 失						△ 1,880		
自己株式の取得						△ 97		
自己株式の処分						109		
連結子会社に対する持分比率 変動による自己株式の増減						△ 36		
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 4, 218	37	△ 44	△ 4, 224	△ 1,345	△ 5,570		
連結会計年度中の変動額合計	△ 4,218	37	△ 44	△ 4, 224	△ 1,345	△10, 494		
平成21年3月31日残高	2	235	△ 320	△ 82	18, 375	111, 525		

連結注記表

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定のほか、 当企業集団の主たる事業である金融商品取引業を営む会社に適用される「金融商品 取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の 統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成して おります。

なお、記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 11社

連結子会社名

岡三証券株式会社・岡三オンライン証券株式会社・丸福証券株式会社・ 三晃証券株式会社・六二証券株式会社・大石証券株式会社・ 岡三国際(亜洲)有限公司・岡三アセットマネジメント株式会社 (旧社名 日本投信委託株式会社)・岡三情報システム株式会社・ 岡三ビジネスサービス株式会社・岡三興業株式会社

- 注1. 前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社岡三経済研究所は、岡三証券株式会社との合併により解散したため連結の範囲から除外しております。
 - 2. 前連結会計年度において連結子会社でありました岡三投資顧問株式会社は、 岡三アセットマネジメント株式会社との合併により解散したため連結の範囲から 除外しております。
 - 3. 前連結会計年度において連結子会社でありました岡三ベンチャーキャピタル 株式会社は、会社清算のため連結の範囲から除外しております。
- (2) 非連結子会社の数

該当事項はありません。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の関連会社の数 該当事項はありません。
 - (2) 持分法を適用していない関連会社(上海岡三華大計算機系統有限公司)は、 当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、 持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、 全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、いずれも3月31日であります。

- 4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法トレーディング商品
 - ① 商品有価証券等(売買目的有価証券) 時価法(売却原価は主として総平均法により算定)を採用しております。
 - ② デリバティブ取引 時価法を採用しております。

- (2) トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法 その他有価証券
 - ① 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は主として総平均法により算定)を採用しております。
 - ② 時価のないもの 主として総平均法による原価法ないし償却原価法(定額法)を採用して おります。

デリバティブ取引

時価法を採用しております。

- (3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3~47年 器具備品 3~15年

- ② 無形固定資産(リース資産を除く) 当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が 平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に 進じた会計処理によっております。

- (4) 重要な引当金の計上基準
 - 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、個別の債権について回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員の賞与支給に備えるため、各社所定の計算方法による支給見積額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

国内連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末に おける退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により按分した額を、それぞれ 発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

- ④ 役員退職慰労引当金
 - 当社及び国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、各社内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤ 金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法の規定に基づき計上しております。

- (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

当社及び一部の連結子会社は、原則として繰延ヘッジ処理によって おります。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、 特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・ 金利スワップ

ヘッジ対象 ・・・ 借入金

ハ. ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は、一部の借入金の金利変動リスクをヘッジするため金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップのため、有効性の評価を省略 しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外 消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

- ④ 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
- 5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り、償却期間を決定した 上で、均等償却しております。負ののれんについては、取得の実態に基づいた適切な 期間で償却しております。ただし、金額が僅少な場合には、一括償却しております。

7. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・ リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を 適用しております。

これにより、営業損失は6百万円、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ16百万円増加しております。

(2) 金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による 損失に備えるため、「金融商品取引法附則」第40条および「証券取引法等の一部を 改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第72条の規定により、 旧「証券取引法」第51条第1項の規定に基づき旧「証券会社に関する内閣府令」 第35条に定めるところにより算出した額を「証券取引責任準備金」として、また、 旧「金融先物取引法」第81条第1項の規定に基づき旧「金融先物取引法施行規則」 第29条に定めるところにより算出した額を「金融先物取引責任準備金」として 計上しておりましたが、当連結会計年度より、「金融商品取引法」第46条の5の 規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところに より算出した額を計上する方法に変更するとともに、科目を「金融商品取引責任 準備金」と変更しております。

これにより、従来と同一の基準によった場合と比較して、税金等調整前当期純損失が7億78百万円減少しております。

(3) 表示方法の変更

① ソフトウェア

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「ソフトウェアその他」に 含めていた「ソフトウェア」は重要性が増加したため、当連結会計年度から 区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「ソフトウェアその他」に含まれている「ソフトウェア」は2,677百万円であります。

② ゴルフ会員権評価損

前連結会計年度において、「投資その他の資産その他の評価減」として掲記されていたものは、明瞭表示のため、当連結会計年度より「ゴルフ会員権評価損」と掲記しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

- 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産

預 金	6,255百万円
商品有価証券等	25,040百万円
有 価 証 券	641百万円
有形固定資産	9,640百万円
投資有価証券	12,749百万円
合 計	54.327百万円

(注) 上記のほか、商品有価証券等を即時決済取引等の担保として36,925百万円を 差入れております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	36,275百万円
信用取引借入金	2,538百万円
長期借入金	5,028百万円
合 計	43.842百万円

2. 担保等として差入れた有価証券の時価額(上記1を除く)

(1) 信用取引貸証券 12,761百万円

(2) 信用取引借入金の本担保証券 6,186百万円

(3) 消費貸借契約により貸付けた有価証券 37.857百万円 (4) 差入証拠金代用有価証券 867百万円

(顧客の直接預託に係るものを除く)

(5) その他担保として差入れをした有価証券 19,881百万円

3. 担保等として差入れを受けた有価証券の時価額

(1) 信用取引貸付金の本担保証券 17.658百万円

(2) 信用取引借証券 10.823百万円 (3) 消費貸借契約により借入れた有価証券

131,182百万円 (4) 受入保証金代用有価証券 33,078百万円

(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)

(5) その他担保として差入れを受けた有価 996百万円

証券で、自由処分権の付されたもの

4. 有形固定資産の減価償却累計額 10,280百万円

5. 保証債務

被保証者	保証債務残高	被保証債務の内容
従業員 28名	192百万円	金融機関よりの住宅借入金

6. 土地の再評価

一部の連結子会社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律 第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、「土地再評価差額金」を 純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令 第119号) 第2条第1号、第3号及び第5号に定める方法により 算出しております。
- ・再評価を行った年月日…平成14年3月31日
- 7. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項 金融商品取引責任準備金…金融商品取引法第46条の5第1項
- 8. 劣後特約付借入金

長期借入金のうち6,350百万円及び1年内返済予定の長期借入金のうち2,700 百万円(連結貸借対照表上は短期借入金に含めて表示)は、「金融商品取引業等に 関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号) 第176条に定める劣後特約付借入金で あります。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 普诵株式

208, 214, 969株

- 2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

(平成20年6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。)

① 株式の種類 普通株式

② 配当金の総額 3,110百万円 ③ 1株当たり配当額 15円

④ 基準日 平成20年3月31日

⑤ 効力発生日 平成20年6月30日 (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計 年度となるもの

(平成21年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する 事項を次のとおり提案しております。)

① 配当金の総額

1,029百万円

② 1株当たり配当額

5円

③ 基準日

平成21年3月31日

④ 効力発生日

平成21年6月29日

) 別月第生日 平原 カナ 町平原次については、利米剰人人トナス

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額

455円70銭

2. 1株当たり当期純損失

9円20銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月12日

株式会社岡三証券グループ 取締役会御中

東陽監査法人 指定社員 公認会計士 宮野定夫卿 業務執行社員 公認会計士 助川正文卿 業務執行社員 公認会計士 助川正文卿

当監査法人は、会社法第444条の規定に基づき、株式会社岡三証券グループ(旧会社名 岡三ホールディングス株式会社)の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないか どうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの 評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査 法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる 企業会計の基準に準拠して、株式会社岡三証券グループ (旧会社名 岡三ホールディングス 株式会社) 及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産 及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸 借 対 照 表

(平成21年3月31日現在)

	科			1		金	額		科			Ħ		金		額
(資	産	の	部)			(負	債	の	部)			
流		動	資		産		20, 860	流		動	負		債		10, 4	189
	現	金	支 ひ	預	金		6, 367		短	期	借	入	金		10, 1	160
	短	期	貸	付	金		11, 100		未		払		金		2	213
	有	価	i	証	券		1,017		未	払	法人		等			0
	前		払		金		4		繰	延	税金		債			36
	前	払		費	用		78		賞	与のか	引	当	金			4
	未	収		入	金		1,966	=			の流	動負				75
	未	収	1	収	益		326	固	長	定 期	負 借	入	債 金		4 , 2 2, 8	
	貸	倒	引	当	金	Δ	0		受	入	保	証	金			579
固		定	資		産		65, 433				職慰労					309
	有	形 固	定	資	産		2,875				の固					2
	建				物		1, 283	負		債	合		計		14, 7	
	器	具	,	備	品		11	(純		産の	部)		•	
	土				地		1, 567	株		主	産の資	пÞ	本		71, 6	350
	建	設	仮	勘	定		12	不		エ						
	無	形 固	定	資	産		74		資		本	^	金 ^		18, 5	
	借		地		権		5		資	本土	剰	余	金		12, 8	
	ソ	フ	トゥ	ェ	ア		61		資	本	準	備	金		12, 7	
	そ		0)		他		7			の他						118
	投 資	その	他	の資	産		62, 483		利	益	剰	余	金		41, 4	
	投	資 不	有 佃	i 証	券		12, 310		利	益	準	備	金		3, 2	
	関	係分	会 社	株	式		47, 787				1 利益		金		38, 2	251
	長	期 差	入	保 証	金		478		5	到 迫	金 積	立	金		33, 0	
	長	期	貸	付	金		1,000		ή	嬠 越	利益	剰余	金		5, 2	251
	長	期前	前 払	費	用		11		自	己	ħ	朱	式	\triangle	1, 2	291
	繰	延利	兑 金	: 資	産		488	評	価・	換	算差	. 額	等	Δ		86
	そ		0)		他		958		その何	也有個	6証券割	価差額	額金	\triangle		86
	貸	倒	引	当	金	Δ	551	純	資		産 '	合	計		71, 5	573
資		産	合		計		86, 294	負	債	純	資 産	合	計		86, 2	294

損益計算書

(平成20年4月1日から (平成21年3月31日まで)

禾	<u></u>		目		金	額
営	業	収		益		6, 214
商	標	使	用	料	1,781	
不	動 産	賃 貸	収	入	915	
資	産	利	用	料	139	
そ	の他	の売	上	高	133	
金	融	収		益	3, 244	
営	業	費		用		2, 244
販 売	費 及	び一般	管 理	費	2,040	
取	引	関	係	費	121	
人		件		費	510	
不	動	産 関	係	費	793	
事		務		費	258	
減	価	償	却	費	250	
租	税	i 4	公	課	70	
そ		Ø		他	34	
金	融	費	,	用	204	
営	業	利		益		3, 969
営	業	外	収	益		476
受	取	配	当	金	353	
そ		0)		他	122	
営	業	外	費	用		121
経	常	利		益		4, 324
特	別	利		益		497
投資			売 却	益	482	
		おける	交換利	益	15	
特	別	損		失		790
固	定 資	産 除		損	23	
投資		証 券	売 却	損	208	
投資			評 価	損	550	
ゴノ			評価	損	8	
税 引			純 利	益		4, 031
		民 税 及		税		6
法 人		等 調	整	額		△ 15
当	期	純	利	益		4, 040

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から) 平成21年3月31日まで)

(単位:百万円)

			株	主	資	本							
		資	本 剰 余	金		利益剰余金							
	資本金	資本金	資本金	資本金	資本金	資本金	資 本	その他	資本	利益	その他利	益剰余金	利益
		準備金	資 本 剰余金	剰余金合計	準備金	別 途積立金	繰越利益 剰 余 金	剰余金 計					
平成20年3月31日残高	18, 589	12, 766	118	12, 885	3, 224	33, 000	4, 321	40, 545					
事業年度中の変動額													
剰余金の配当							△ 3,110	△ 3,110					
当期純利益							4, 040	4, 040					
自己株式の取得													
株主資本以外の項目の 事業年度中変動額(純額)													
事業年度中の変動額合計	-	_	_	_	_	_	929	929					
平成21年3月31日残高	18, 589	12, 766	118	12, 885	3, 224	33, 000	5, 251	41, 475					

			株主	資	本	評価・換算差額等	
	自	己杉	卡 式		株主資本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	純資産合計
平成20年3月31日残高		Δ	592		71, 428	4, 145	75, 574
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△ 3,110		△ 3,110
当 期 純 利 益					4, 040		4, 040
自己株式の取得		Δ	699		△ 699		△ 699
株主資本以外の項目の 事業年度中変動額(純額)						△ 4, 232	△ 4, 232
事業年度中の変動額合計		Δ	699		230	△ 4,232	△ 4,001
平成21年3月31日残高		Δ	1, 291		71, 659	△ 86	71, 573

個 別 注 記 表

当社の計算書類は、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき作成しております。

なお、記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法を採用しております。
 - (2) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は総平均法により算定)を採用しております。

- ② 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。
- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3~47年

器具・備品 3~8年

- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における 利用可能期間(5年)に基づいております。
- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒 懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を 計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見積額の 当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上して おります。

- 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) ヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を 満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

一部の借入金の金利変動リスクをヘッジするため金利スワップ取引を 行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップのため、有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

5. 重要な会計方針の変更

表示方法の変更

前事業年度において、「投資その他の資産その他の評価減」として掲記されていたものは、明瞭表示のため、当事業年度より「ゴルフ会員権評価損」と掲記しております。

[貸借対照表に関する注記]

- 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産

預金2,320百万円有 価 証 券91百万円投資有価証券10,130百万円合 計12,541百万円

- (注) 上記のほか、有価証券550百万円および投資有価証券308百万円を保証金代用 有価証券として差入れするために関係会社に貸付け、また、関係会社の借入金の 担保として投資有価証券357百万円を金融機関に差入れております。
- (2) 担保に係る債務

短期借入金7,160百万円長期借入金2,840百万円合計10,000百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3,436百万円

3. 保証債務

被保証者	保証債務残高	被保証債務の内容
岡三興業株式会社	4,225百万円	金融機関借入金等
岡三オンライン証券株式会社	2,500百万円	金融機関借入金
合 計	6,725百万円	

4. 関係会社に対する債権及び債務

(1) 債 権

(単位:百万円)

区 分		短	期債	権		長	期債	権
科 目 名 関係会社名	短 期貸付金	前払費用	未収入金	未収収益	合 計	長期差入 保 証 金	長 期 貸付金	合 計
岡三情報システム株式会社	6, 900	l	87	26	7, 014	l	l	l
岡三証券株式会社	4, 200	_	7	155	4, 363	_	_	_
岡三オンライン証券 株 式 会 社	_	-	_	15	15	ı	1,000	1,000
岡三興業株式会社	_	0	_	0	1	317	_	317
岡三国際(亜洲)有限公司	_	_	_	0	0	_	_	_
슴 計	11, 100	0	95	197	11, 393	317	1,000	1, 317

(2) 債 務

(単位:百万円)

区 分		短	期 債	務	長期債務
料 目 名 関係会社名	未	払 金	その他の 流動負債	合 計	受入保証金
岡三証券株式会社		145	25	170	493
岡三情報システム株式会社		_	23	23	60
岡三ビジネスサービス株式会社		_	2	2	6
岡三興業株式会社		_	_	_	0
合 計		145	50	196	560

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業取引

関係会社からの営業収益 関係会社への営業費用

営業取引以外の取引

関係会社との営業取引以外の取引高

6,143百万円 289百万円

2百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び総数 普通株式

2,292,817株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金 327百万円 ゴルフ会員権評価損 171百万円 減価償却費損金算入限度超過額 161百万円 減損損失 152百万円 投資有価証券評価損 128百万円 その他有価証券評価差額金 123百万円 その他 3百万円 繰延税金資産小計 1,068百万円 評価性引当額 540百万円 繰延税金資産合計 528百万円 △ 75百万円 繰延税金負債合計 繰延税金資産(負債(△))の純額 452百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
			融資	資金の貸付(注1)	_	短期貸付金	4, 200
子会社 岡三証券株式会社	所有		利息の受取(注1)	65	未収収益	1	
, , , ,	丁云红	直接100%	商標権の使用	商標使用料の 受取(注2)	1, 781	未収収益 未収入金	153 7
			融資	資金の貸付(注1)	1,000	長期貸付金	1,000
				利息の受取(注1)	31	未収収益	14
子会社	岡三オンライン証券 株 式 会 社	所有 直接 92%	株式取得	第三者割当増資 の引受(注3)	3,000	関係会社株式	
	W 7 7 I	間接 7%	借入金の保証	保証債務(注4)	2,500	_	_
				保証料の受取 (注4)	0	未収収益	0
子会社	岡三情報システム	所有	融資	資金の貸付(注1)	1,900	短期貸付金	6, 900
丁云江	株式会社	直接100%		利息の受取(注1)	118	未収収益	26
		所有	借入金等の	保証債務(注4)	4, 225	_	_
子会社	岡三興業株式会社	直接 12% 間接 9%	保証	保証料の受取 (注4)	0	未収収益	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、市場金利をもとに利率を決定しており、担保は受け入れて おりません。
- (注2) 岡三証券株式会社からの商標使用料は、同社の営業収益の4%であります。なお、 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。
- (注3) 当社が、岡三オンライン証券株式会社の行った第三者割当を1株につき50,000円で引き受けたものであります。
- (注4) 各子会社に対する保証債務については、金融機関からの借入金等に対して保証 したもので、保証料については通常行われている料率によっております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割 合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
(注1)	三東株式会社	被所有 直接 0%	有価証券の 譲受	関係会社株式 の譲受(注2)	322	_	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)「役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社」であります。
- (注2) 取引金額は、独立した第三者が算定した価格を基に決定しております。

- [1株当たり情報に関する注記]
 - 1. 1株当たり純資産額
 - 2. 1株当たり当期純利益

347円57銭 19円61銭

[連結配当規制適用会社]

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

[企業結合に関する注記]

- 1. 岡三証券株式会社と株式会社岡三経済研究所との合併(共通支配下の取引) 平成20年4月1日を効力発生日として、岡三証券株式会社を吸収合併存続会社、 株式会社岡三経済研究所を吸収合併消滅会社、合併の対価を当社株式とする三角合併を 行っております。これにより、消滅する株式会社岡三経済研究所株式の対価として、 岡三証券株式会社が保有していた当社株式1,224,000株を受入れております。
- 2. 岡三アセットマネジメント株式会社と岡三投資顧問株式会社との合併(共通支配下の取引)

平成20年4月1日を効力発生日とした、岡三アセットマネジメント株式会社と岡三投資顧問株式会社との合併に伴い、消滅する岡三投資顧問株式会社の株式の帳簿価額56百万円と合併対価の額72百万円との差額15百万円を企業結合における交換利益として特別利益に計上しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月12日

株式会社岡三証券グループ 取 締 役 会 御中

東陽監査法人 指定社員公認会計士 宮野定夫卿 指定社員公認会計士 宮野定夫卿 指定社員公認会計士 助川正文卿

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岡三証券グループ (旧会社名 岡三ホールディングス株式会社)の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正 妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る 期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと 認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第71期事業年度の 取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、 本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び 結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況に ついて報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東陽監査法人から 当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を 求めました。

事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を 踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役 及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の 報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその 附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを 監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を 受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が 適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」 (平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って改善・整備している旨の通知を 受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る 計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及び その附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結 株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を 正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する 重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘 すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点に おいて重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び東陽監査法人から受けて おります。

- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する 者の在り方に関する基本方針の内容については、指摘すべき事項は認められ ません。また事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿った ものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社 役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月15日

株式会社岡三証券グループ 監査役会 常勤監査役 朔 浩 一 卿 常勤監査役 南 浩 典 卿 監 査 役 伊 藤 雅 博 卿 社外監査役 平良木 登規男 卿 社外監査役 浅 野 幸 弘 卿 社外監査役 佐 賀 卓 雄 卿

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定的な配当の維持・継続を勘案しつつ、業績の進展に応じた配分を基本方針としております。当期の期末配当金につきましては、経営環境が依然として厳しい状況ではありますが、株主の皆さまのご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 1. 配当財産の種類 金銭といたします。
- 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は1,029,610,760円となります。
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 平成21年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、同法附則第6条第1項の定めにより、株券を発行する旨の当社定款の定めは廃止されたものとみなされております。そのため、現行定款第8条(株券の発行)、第9条第2項(単元未満株券の不発行)および第10条(単元未満株式についての権利)における実質株主名簿に関する規定は不要となりますので、これを削除するとともに、その他所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿は、決済合理化法の施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を 定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款

第8条 (株券の発行)

当会社は、株式に係る株券を発行する。

第<u>9</u>条(単元株式数<u>および単元未満株</u> 券の不発行)

当会社の単元株式数は、1,000株とする。

- ② 当会社は、前条の規定にかかわらず、 単元未満株式に係る株券を発行しない。 ただし、株式取扱規程に定めるところに ついてはこの限りではない。
- 第10条(単元未満株式についての権利) 当会社の株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式に ついて、次に掲げる権利以外の権利を 行使することができない。

1. ~ 3 .

(条 文 省 略)

第11条(株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② (条文省略)
- ③ 当会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿 および株券喪失登録簿の作成ならびに 備置きその他の株主名簿、新株予約権 原簿 および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第12条~第39条

(条文省略)

変更案

(削 除)

第8条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、1,000株とする。

(削 除)

第9条(単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満 株式について、次に掲げる権利以外の 権利を行使することができない。

1. ~ 3 .

(現行どおり)

第10条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② (現行どおり)
- ③ 当会社の株主名簿<u>および</u>新株予約権 原簿の作成ならびに備置きその他の 株主名簿<u>および</u>新株予約権原簿に関する 事務は、株主名簿管理人に委託し、 当会社においては取り扱わない。

第11条~第38条

(現行どおり)

現行定款	変 更 案
(新 設)	附 則
(新 設)	第1条 (株券喪失登録簿) 当会社の株券喪失登録簿の作成および 備置きその他の株券喪失登録簿に関する 事務は、これを株主名簿管理人に委託し、 当会社においては取り扱わない。
(新 設)	第2条 (期 限) 前条および本条は、平成22年1月5日 まで有効とし、平成22年1月6日を もって前条および本条を削除するものと する。

第3号議案 取締役2名選任の件

取締役 野中計彦および田中健一の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所 有 す る 当社株式数
1	野 中 計 彦 (昭和22年10月26日生)	昭和45年4月 当社入社 平成13年6月 取締役就任 平成15年6月 常務取締役就任 平成15年10月 取締役就任 平成18年6月 専務取締役就任 管理部門(財務企画部・総合管理部・監査部)担当 平成21年6月 専務取締役 管理部門(財務企画部・監査部)担当 現在に至る (他の法人等の代表状況)	14, 120株
2	田 中 健 一 (昭和25年6月22日生)	岡三証券株式会社 専務取締役 昭和48年4月 当社入社 平成元年6月 取締役就任 平成9年5月 常務取締役就任 平成10年6月 専務取締役就任 平成15年10月 取締役就任 平成16年4月 取締役副社長就任 平成18年6月 取締役副社長就任 平成18年6月 取締役就任 現在に至る (他の法人等の代表状況) 岡三証券株式会社 取締役社長	41, 055株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

第71期定時株主総会 会場ご案内図

東京都江東区平野三丁目2番12号 岡三木場ビル 4階 会議室

「徒歩の場合]

東京メトロ東西線

「木場駅」3番 舟木橋方面出口から約13分

※当日は木場駅から会場までシャトルバスを運行いたします。 「シャトルバスをご利用の場合」

東京メトロ東西線

「木場駅」1番 沢海橋方面出口徒歩1分

東京パークサイドビル前から8時30分より10時まで15分間隔で発車いたします。

